

臨地実習要綱



社会医療法人社団三草会

三草会札幌看護専門学校

目 次

1. 教育理念 教育目的・目標	・・・ p 1	22. 実習記録用紙一覧表	・・・ p 4 0
期待する卒業生像		23. 実習記録	
2. 臨地実習目的・目標	・・・ p 2	1) 行動計画表 (様式1-1)	・・・ p 4 1
3. 臨地実習の意義	・・・ p 3	2) 看護技術カード (様式1-2)	・・・ p 4 2
4. 教育課程進度表	・・・ p 4	3) 基本情報 (様式1-3-1)	・・・ p 4 3
5. 年間臨地実習計画表	・・・ p 5	4) 基本情報 (様式1-3-2)	・・・ p 4 4
6. 実習施設住所一覧	・・・ p 6	5) 基本情報 (様式1-3-3)	・・・ p 4 5
7. 看護学臨地実習目的・目標	・・・ p 7	6) 経過一覧表 (フローシート)	
8. 各看護学実習の目的		(様式1-4)	・・・ p 4 6
目標と進度	・・・ p 8 ~ 1 3	7) 看護経過アセスメント用紙	
9. 臨地実習対象及び経過別一覧	・・・ p 1 4	(様式1-5)	・・・ p 4 7
10. 分野別実習単位	・・・	8) 看護過程全体像(関連図)	
時間・実習施設一覧	・・・ p 1 5	(様式1-6)	・・・ p 4 8
11. 本校の学生の倫理に		9) 看護上の課題と優先順位	
についての考え方	・・・ p 1 6	の根拠(様式1-7)	・・・ p 4 9
12. 本校の学生の倫理行動指針	・・・ p 1 7	10) 看護計画用紙1 (様式1-8-1)	・・・ p 5 0
13. 各看護学に共通する実習方法	・・・ p 1 8 ~ 2 1	11) 看護計画用紙2 (様式1-8-2)	・・・ p 5 1
14. 学生心得	・・・ p 2 2 ~ 2 3	12) 引用・参考文献一覧表	
15. 臨地実習における個人情報		(様式1-9)	・・・ p 5 2
保護に関する基本方針	・・・ p 2 4 ~ 2 7	13) リフレクションシート	
16. 臨地実習における		(様式1-10)	・・・ p 5 3
ハラスメントについて	・・・ p 2 8	24. 実習記録 記録ガイド	・・・ p 5 4 ~ 5 5
17. 感染予防対策について	・・・ p 2 9 ~ 3 3	25. 実習記録記載上のルール	・・・ p 5 6 ~ 5 7
18. 臨時休校に関して	・・・ p 3 4	26. 看護過程アセスメントガイド	・・・ p 5 8 ~ 7 0
19. 「インシデント・アクシデ		27. ペーパーシミュレーション	・・・ p 7 1
ント体験、報告」について	・・・ p 3 5 ~ 3 6	28. 学内実習・演習進度表	・・・ p 7 2
20. インシデント・アクシデ		29. 臨地実習看護技術の	
ント報告書	・・・ p 3 7 ~ 3 8	実施に関する考え方	・・・ p 7 3 ~ 7 4
21. 物品破損・紛失届	・・・ p 3 9	30. 看護技術経験録	・・・ p 7 5 ~ 7 9
		31. 臨地実習出席簿	・・・ p 8 0

教育理念

人間の尊厳と人間愛の精神が学生一人ひとりに根づき、変化し続ける社会の中で看護を実践できるための基礎的能力を養い、人々の健康と幸福な生活の向上を目指し、保健・医療・福祉の中で社会に貢献できる専門職業人の育成を行う。

教育目的

人間の尊厳と人間愛の心を養い、看護師として必要な基礎的知識・技術・態度を習得させ、社会に貢献できる専門職業人を育成する。

教育目標

1. 看護の対象である人間を、身体的・精神的・社会的な側面をもつ統合された存在であることが理解できる。
2. 様々な健康レベルにある対象に、科学的思考に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。
3. 自ら他者の思いを受容・共感できる豊かな人間性を育み、対人関係が築ける。
4. 保健・医療・福祉チームにおける看護師の役割と責任を自覚し、チームの一員として協働できる能力を養う。
5. 倫理観に基づいた専門職業人として規律を重んじた自覚と責任のある行動がとれる。
6. 看護の実践力を向上させるために、主体的に学習に取り組む姿勢が身につく。

期待する卒業生像

1. 看護の対象である人間を、身体的・精神的・社会的な側面をもつ統合された存在であることが理解できる。
2. 様々な健康レベルにある対象に、科学的思考に基づいた看護を実践する基礎的能力が養われている。
3. 自ら他者の思いを受容・共感できる豊かな人間性に育ち、対人関係が築ける。
4. 保健・医療・福祉チームにおける看護師の役割と責任を自覚し、チームの一員として協働できる能力が養われている。
5. 倫理観に基づいた専門職業人として規律を重んじた自覚と責任のある行動がとれる。
6. 看護の実践力を向上させるために、主体的に学習に取り組む姿勢が身についている。

臨地実習目的

学内で学んだ看護学の基礎知識を活用して、あらゆる健康レベルにある対象に応用していく事で、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。

臨地実習目標

1. 看護の対象である人間を、身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる。
2. 対象の多様な価値観を認め、共感的態度や専門職業人としての倫理をもとに円満な援助関係を築くことができる。
3. 対象を健康レベルと生活の視点から捉え、個別性に応じた看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる。
4. 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる。
5. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる。
6. 臨地実習を通して看護の誇りと喜びを感じとり、自己の看護観を確立する。

臨地実習の意義

臨地実習は、看護教育の目標達成のために、看護の実践を通して理論知から実践知を学び、看護実践能力を育成する重要な学習方法であり、実際に看護活動が行われている場での授業である。(授業の一形態) 知識として授けたものが、実習の段階で看護される者との関係において実践される学習活動が臨地実習である。

臨地実習で、学生一人ひとりが遭遇する看護の場面は、個別的で複雑でダイナミックな特性をもつ。学内で学んだ知識・技術がそのまま使えることはなく、その場その時の状況を深く洞察して、知識・技術を現実に即して適応する柔軟性や応用力・判断力が必要となる。そして直面した問題を解決するために、科学的に物事を考え主体的に行動する能力が必要となる。また現場の様々な人々と建設的な人間関係を築くことも重要課題である。そして実際に対象と関わることで、その人の権利や価値観について理解を深め、人間の尊厳性を重視する態度を最も効果的に学ぶことができる貴重な機会である。実習で学生は看護に対する反応から、看護の喜び・充実感・満足感・達成感が生まれる。さらに体験したことの意味づけし論理的に言葉にして表現することで、個別的な事象を抽象に統合して、自己の看護観を形成する基盤が作られる。これらは学校の講義や演習といった授業形態では十分学ぶ事ができず、臨地実習なくしては学べず優れた授業形態と言える。

1. 人間的成长の場となる。
2. 学校で学んだ断片的で分散している知識・技術を統合させることで、課題解決のための分析・判断・応用力が強化され行動力が獲得できる。
3. 看護の原則の応用の必要性に気付き、個別性のある看護が習得できる。
4. 自分の行った看護に対する対象の反応から、看護の喜び・充実感・満足感・責任感をもつことができる。
5. 職業意識に目覚め、学習の動機付けとなる。
6. 看護実践能力を習得するという学習目標の達成を目指す授業である。
7. 「対象が提示してくれた現象」「看護職者が対象に提供する看護実践」を意義づけする事で、看護の価値を見出せる。
8. 多様な価値観をもつ対象を理解することで、人間の尊厳と人間愛の心が養われる。

年間臨地実習計画表

前期		後期																																																		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																								
週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
1 学 年							夏季 休 暇	基礎 看護学 実習 I a							冬季 休 暇	基礎 看護学 実習 I b																																				
2 学 年	基礎 看護学 実習 II											成人看護学実習 I					冬季 休 暇																																			
												成人看護学実習 II																																								
												老年看護学実習 I																																								
3 学 年	成人看護学実習 III 老年看護学実習 II 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護論実習	成人看護学実習 III				成人 III		成人 III								看護 統合 実習	冬季 休 暇																																			

実習施設住所一覧

NO	施設名	所在地	TEL
1	社会医療法人社団三草会 クラーク病院	札幌市東区本町2条4丁目8-20	(011) 782-6160
2	社会医療法人 恵佑会札幌病院	札幌市白石区本通14丁目北1番1号	(011) 863-2101
3	社会医療法人 恵佑会第2病院	札幌市白石区本通13丁目北7番1号	(011) 863-2111
4	特定医療法人 柏葉脳神経外科病院	札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号	(011) 851-2333
5	社会医療法人鳩仁会 札幌中央病院	札幌市中央区南9条西10丁目1-50	(011) 513-0111
6	医療法人社団明生会 イムス札幌消化器中央総合病院	札幌市西区八軒2条西1丁目1-1	(011) 611-1391
7	社会医療法人社団カレスサッポロ 北光記念病院	札幌市東区北27条東8丁目1番6号	(011) 722-1133
8	医療法人愛全会 愛全病院	札幌市南区川沿13条2丁目1番38号	(011) 571-5670
9	社会医療法人 北海道恵愛会 札幌南一条病院	札幌市中央区南1条西13丁目317-1	(011) 271-3711
10	医療法人社団 土田病院	札幌市中央区南21条西9丁目2-11	(011) 531-7013
11	社会医療法人社団三草会介護老人保健施設 もえれパークサイド	札幌市東区中沼町105-43	(011) 791-2311
12	社会医療法人母恋 天使病院	札幌市東区北12条東3丁目1-1	(011) 711-0101
13	市立千歳市民病院	千歳市北光2丁目1-1	(0123) 24-3000
14	医療法人稻生会 生涯医療クリニックさっぽろ	札幌市手稲区前田1条12丁目357番地22	(011) 685-2799
15	札幌愛隣館保育園	札幌市豊平区豊平4条3丁目3-27	(011) 821-5905
16	医療法人社団慶愛 慶愛病院	帯広市東3条南9丁目	(0155) 22-4188
17	社会医療法人社団三草会 千歳桂病院	千歳市蘭越97番地2	(0123) 23-2101
18	社会福祉法人三草会 小規模多機能ホーム 緑陽	札幌市東区北35条東28丁目9-11	(011) 789-5613
19	社会医療法人社団三草会 訪問看護ステーション アシスト	札幌市東区本町2条4丁目8-20 クラーク病院2階	(011) 780-5201
20	社会福祉法人三草会 札幌市東区第2 地域包括支援センター	札幌市東区本町2条5丁目7-10 竹田ビル1階	(011) 781-8061

看護学臨地実習目的・目標

	基礎看護学実習	成人看護学実習	老年看護学実習	小児看護学実習	母性看護学実習	精神看護学実習	在宅看護論実習	看護統合実習
目的	対象の健康障害が生活に及ぼす影響を理解し、対象が必要とする看護を考え実践できる基礎的能力を養う	成人期にある対象と家族の特徴を理解し、各健康レベルにある対象と家族に必要な看護を実践できる基礎的能力を養う	老年期にある対象の特徴と家族を理解し、人生の最終ステージにある対象と家族に対してQOLの維持・向上に向けた看護を実践できる基礎的能力を養う	小児各期の成長発達を理解し、健全な育成をめざしてあらゆる健康レベルにある小児と家族が必要としている看護を行うための基礎的能力を養う	周産期にある母性と新生児及び家族を理解し、健全な母性の発達に向けて看護を実践できる基礎的能力を養う	精神の危機的状況や精神に障害をもつ対象と家族を理解し、対象に必要な看護を実践できる基礎的能力を養う	地域で生活している療養者と家族の特徴及び抱えている健康・生活上の課題を把握し、QOLの維持・向上に向けた看護を実践できる基礎的能力を養う	看護チームの一員としての体験、夜間実習、複数対象受け持ちをとおして、知識・技術・態度を統合し看護実践能力を身につける
目標	1. 看護活動の実際を知り看護の機能と役割がわかる 2. 看護の対象は、身体的・精神的・社会的な側面をもち、それぞれ関連していることがわかる 3. コミュニケーションを図り、対象の反応を捉えその意味を考えることができる 4. 健康と生活の結びつきがわかり、対象に必要な看護を考え実践するための看護過程の展開方法が理解できる 5. 対象が必要とする、生活援助技術を原理・原則に基づいて実践できる 6. チーム医療の一員として他職種との連携・協働の必要性がわかる 7. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 8. 看護の実際を通して看護のあり方を考えることができる	1. 成人期にある対象を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる 2. 成人期にある対象と家族の価値観を尊重し、円満な援助関係を築くことができる 3. 各健康レベルにある対象と家族の特徴を生活の視点から理解し、健康の保持増進に向け個別性に応じた看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる 4. 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる 5. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 6. 成人看護学実習から自己の看護観を表現できる	1. 老年期にある対象を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる 2. 老年期にある対象と家族の価値観を尊重し、人生の先輩である対象及び家族と円満な援助関係を築くことができる 3. 各健康レベルにある対象と家族の特徴を生活の視点から理解し、健康の保持増進に向け個別性に応じた看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる 4. 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる 5. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 6. 老年看護学実習から自己の看護観を表現できる	1. 小児各期にある子どもと家族を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる 2. 小児各期の特徴を理解し、子どもの権利を尊重しながら子どもと家族との援助関係を築くことができる 3. 老年期にある対象を健康障害や入院が子どもと家族に及ぼす影響を理解し、個別性に応じた看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる 4. 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる 5. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 6. 小児看護学実習から自己の看護観を表現できる	1. 妊婦・産婦・褥婦及び新生児の生理的变化と正常経過を理解できる 2. 対象の価値観や状況を考慮したコミュニケーションを図ることができる 3. 妊婦・産婦・褥婦及び新生児の経過をウェルネスの視点から捉え、健康を保持増進できるための援助を個別性に応じて計画・実施・評価できる 4. 妊婦・産婦・褥婦及び新生児とその家族が健康を保持増進でき、新たな環境に適応するための看護を理解する 5. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 6. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる	1. 精神の危機的状況や精神に障害をもつ対象を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる 2. 対象と自己の相互関係を理解し、受容的に関わることがができる 3. 妊婦・産婦・褥婦及び新生児の経過をウエルネスの視点から捉え、健康を保持増進できるための援助を個別性に応じて計画・実施・評価できる 4. 妊婦・産婦・褥婦及び新生児とその家族が健康を保持増進でき、新たな環境に適応するための看護を理解する 5. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 6. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる	1. 地域で生活している療養者と家族の特徴及び抱えている健康・生活上の課題を把握し、QOLの維持・向上に向けた看護を実践できる基礎的能力を養う 2. 在宅看護の実際を通して、療養者及び家族の思いや意志を尊重した援助関係が理解できる 3. 妊婦・産婦・褥婦及び新生児とその家族が健康を保持増進でき、新たな環境に適応するための看護を理解する 4. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 5. 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 6. 在宅看護論実習から自己の看護観を表現できる	1. 看護部の役割、病棟管理の実際や他部門との調整などの見学を通して看護ケア・看護サービスのマネジメントの実際を学ぶ 2. 複数の対象を受け持ち、対象の状態・状況に応じケアの優先順位の判断や時間管理をしながら安全を考慮し看護が実践できる 3. 夜間実習の体験を通して対象の理解を深め、夜間における看護師の役割が理解できる 4. 倫理観を基盤に専門職業人としての規律を重んじた自覚ある行動がとれる 5. 能動的で主体的な行動を身につけることができる 6. 自己の看護観を明確にできる

各看護学実習の目的・目標と進度

実習科目・単位数	実習目的・目標
専門分野 I 基礎看護学実習 I 1 単位 (45 時間)	<p>1. 実習目的 I a 病院施設の概要、看護の対象の入院環境と療養生活を理解する</p> <p>2. 実習目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 病院・各部署の概要がわかる 2) 入院の生活環境がわかる 3) 看護師が行う看護ケアに同行し看護活動の実際がわかる 4) 看護師を通して対象とのコミュニケーションの図り方がわかる 5) 中央材料室の見学を通じ感染源対策など、既習した内容を深めることができる 6) 看護者としての姿勢態度を身につけることができる
1. 基礎看護学実習 I a (15 時間) 1 年次 9 月	
2. 基礎看護学実習 I b (30 時間) 1 年次 2 月	<p>1. 実習目的 I b 日常生活行動の制限や健康障害のある対象の療養環境を考え、日常生活援助の必要性がわかる</p> <p>2. 実習目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 対象の健康障害が日常生活に影響を及ぼすことが理解できる 2) 対象に关心を向け、コミュニケーションを図ることができる 3) 対象に行われている日常生活援助の必要性が理解できる 4) スタンダードプリコーションに基づいた感染予防行動が理解できる 5) チーム医療に参加して、他職種と連携・協働していることがわかる 6) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動の必要性がわかる 7) 看護体験を通して看護のあり方を考えることができる
実習病院 クラーク病院	
専門分野 I 基礎看護学実習 II 2 単位 (90 時間) 2 年次 5 月	<p>1. 実習目的 対象の健康障害が生活に及ぼす影響を理解し、対象が必要とする看護を考え実践できる基礎的能力を習得する</p> <p>2. 実習目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 受け持ち対象の情報を用いてアセスメントをして、看護上の課題が明確にできる 2) コミュニケーションを図り、対象の反応を捉えその意味を考えることができる 3) 日常生活上の課題の看護計画が立案できる 4) 立案した看護計画に沿って日常生活援助が実践できる 5) 行った援助を振り返り、評価・修正ができる
実習病院 クラーク病院	

実習科目・単位数	実習目的・目標
	<p>6) スタンダードプリコーションに基づいて感染予防行動が実施できる</p> <p>7) チーム医療に参加して、他職種との連携の必要性がわかる</p> <p>8) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的に行動できる</p> <p>9) 看護の実際を通して看護のあり方を考えることができる</p>
専門分野Ⅱ 成人看護学実習 I 2 単位（90 時間） 2 年次 9 月～ 実習病院 札幌中央病院 柏葉脳神経外科病院 クラーク病院	<p>1. 実習目的</p> <p>1) 慢性期・回復期にある対象と家族の特徴を理解し、対象の健康レベルに応じた看護を実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 成人期にある対象の身体的・精神的・社会的な側面を理解し、関連性を明確にできる</p> <p>2) 成人期にある対象と家族の価値観を尊重し、場や状況に応じたコミュニケーションを図ることができる</p> <p>3) 慢性期・回復期にある対象と家族の特徴を健康と生活の視点から理解し、課題の解決に向けて必要な看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる</p> <p>4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割を考えることができる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的に行動できる</p> <p>6) 実習体験を通して成人看護のあり方について考察することができる</p>
専門分野Ⅱ 成人看護学実習 II 2 単位（90 時間） 2 年次 9 月～ 実習病院 恵佑会第 2 病院 イムス札幌消化器中央 総合病院 北光記念病院 クラーク病院	<p>1. 実習目的</p> <p>1) 慢性期・回復期にある対象と家族の特徴を理解し、対象の健康レベルに応じた看護を実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 成人期にある対象の身体的・精神的・社会的な側面を理解し、関連性を明確にできる</p> <p>2) 成人期にある対象と家族の価値観を尊重し、場や状況に応じたコミュニケーションを図ることができる</p> <p>3) 慢性期・回復期にある対象と家族の特徴を健康と生活の視点から理解し、課題の解決に向けて必要な看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる</p> <p>4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割を考えることができる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的に行動できる</p> <p>6) 実習体験を通して成人看護のあり方について考察することができる</p>

実習科目・単位数	実習目的・目標
専門分野Ⅱ 成人看護学実習Ⅲ 2 単位 (90 時間) 3 年次 5 月～ 実習病院 恵佑会札幌病院	<p>1. 実習目的</p> <p>1) 急性期・周手術期・終末期にある対象と家族の特徴を理解し、対象の健康レベルに応じた看護を実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 成人期にある対象を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる</p> <p>2) 成人期にある対象と家族の価値観を尊重したコミュニケーションを図り、援助関係を築くことができる</p> <p>3) 急性期・周手術期・終末期にある対象と家族の特徴を健康と生活の視点から理解し、個別性に応じた看護を科学的根拠に基づいて計画・実施評価できる</p> <p>4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる</p> <p>6) 成人看護学実習から自己の看護観を表現できる</p>
専門分野Ⅱ 老年看護学実習 I 2 単位 (90 時間) 2 年次 9 月～ 実習施設 介護老人保健施設 もえれパークサイド	<p>1. 実習目的</p> <p>健康レベルに応じた生活・療養の場と高齢者の特徴を理解し、健康障害を持ちながらより良い生活を送るための看護を実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>1) 高齢者の特徴を身体的・精神的・社会的側面から理解できる</p> <p>2) 高齢者との触れ合いを通して、老年期にある対象とのコミュニケーションの図り方を理解できる</p> <p>3) 養護を必要とする高齢者の日常生活援助を安全・安楽に配慮して実施できる</p> <p>4) 施設における各職種の役割を理解し、職種間の連携・協働の必要性を考えることができる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的に行動できる</p> <p>6) 実習体験を通して老年看護のあり方について考察することができる</p>
実習病院 愛全病院 土田病院 南一条病院	<p>病院実習</p> <p>1) 老年期にある対象の老化による身体的・精神的・社会的变化を理解し、関連性を明確にできる</p> <p>2) 老年期にある対象と家族の生活史や価値観を尊重し、場や状況に応じたコミュニケーションを図ることができる</p>

実習科目・単位数	実習目的・目標
	<p>3) 老年期にある対象と家族の特徴を健康と生活の視点から理解し、課題の解決に向けて必要な看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる</p> <p>4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割を考えることができる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的に行動できる</p> <p>6) 実習体験を通して老年看護のあり方について考察することができる</p>
専門分野Ⅱ 老年看護学実習Ⅱ 2 単位（90 時間） 3 年次 4 月～ 実習病院 南一条病院 愛全病院	<p>1. 実習目的 健康障害を有する高齢者と家族の特徴を理解し、各健康レベルに応じた看護を対象及び家族の人格を尊重しながら生活の視点で実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 老年期にある対象の身体的・精神的・社会的な側面を、老化に伴う影響を踏まえながら統合的に理解できる</p> <p>2) 老年期にある対象の生活史や価値観を尊重し、人生の先輩である対象及び家族と良好な援助関係を築くことができる</p> <p>3) 老年期にある対象を健康レベルと生活の視点から理解し、生命の維持・回復、自立・自律または安らかな死に向けた個別性のある看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる</p> <p>4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる</p> <p>6) 老年看護学実習から、自己の看護観を表現できる</p>
専門分野Ⅱ 小児看護学実習 2 単位（90 時間） 3 年次 4 月～ 実習病院 医療クリニックさっぽろ 市立千歳市民病院 天使病院 実習施設 札幌愛隣館保育園	<p>1. 実習目的 小児各期の成長発達を理解し、健全な育成をめざしてあらゆる健康レベルにある小児と家族が必要としている看護を行うための基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 小児各期にある子どもと家族を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる</p> <p>2) 小児各期の特徴を理解し、子どもの権利を尊重しながら子どもと家族との援助関係を築くことができる</p> <p>3) 健康障害や入院が子どもと家族に及ぼす影響を理解し、個別性に応じた看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる</p> <p>4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を</p>

実習科目・単位数	実習目的・目標
	<p>学び、看護師の役割が理解できる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる</p> <p>6) 小児看護学実習から自己の看護観を表現できる</p>
専門分野Ⅱ 母性看護学実習 2 単位（90 時間） 3 年次 4 月～ 実習病院 慶愛病院	<p>1. 実習目的</p> <p>周産期にある母性と新生児及び家族を理解し、健全な母性の発達に向けて看護を実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 妊婦・産婦・褥婦及び新生児の生理的変化と正常経過を理解できる</p> <p>2) 対象の価値観や状況を考慮したコミュニケーションを図ることができる</p> <p>3) 妊婦・産婦・褥婦及び新生児の経過をウエルネスの視点から捉え、健康を保持増進できるための援助を個別性に応じて計画・実施・評価できる</p> <p>4) 妊婦・産婦・褥婦及び新生児とその家族が健康を保持増進でき、新たな環境に適応するための看護を理解する</p> <p>5) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる</p> <p>6) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる</p> <p>7) 母性看護学実習から自己の看護観を表現できる</p>
専門分野Ⅱ 精神看護学実習 2 単位（90 時間） 3 年次 4 月～ 実習病院 千歳桂病院	<p>1. 実習目的</p> <p>精神の危機的状況や精神に障害をもつ対象と家族を理解し、対象に必要な看護を実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 精神の危機的状況や精神に障害をもつ対象を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる</p> <p>2) 対象と自己の相互関係を理解し、受容的に関わることができる</p> <p>3) 精神障害をもつ対象のセルフケア能力に応じた個別性のある日常生活援助を計画・実施・評価できる</p> <p>4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる</p> <p>5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる</p> <p>6) 精神看護学実習から自己の看護観が表現できる</p>

実習科目・単位数	実習目的・目標
統合分野 在宅看護論実習 2 単位 (90 時間) 3 年次 4 月～	<p>1. 実習目的</p> <p>地域で生活している療養者と家族の特徴及び抱えている健康・生活上の課題を把握し、QOLの維持・向上に向けた看護を実践できる基礎的能力を養う</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 地域で生活している療養者及び家族を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解できる 2) 在宅看護の実際を通して、療養者及び家族の思いや意志を尊重した援助関係が理解できる 3) あらゆる健康レベルにある療養者及び家族を生活の視点から理解し、個別性に応じた看護を科学的根拠に基づいて計画・実施・評価できる 4) 保健・医療・福祉チームの一員として他職種との連携・協働の実際を学び、看護師の役割が理解できる 5) 看護実践において自らの課題に取り組むことの重要性を理解し、能動的で主体的な行動を身につけることができる 6) 在宅看護論実習から自己の看護観を表現できる</p>
統合分野 看護統合実習 2 単位 (90 時間) 3 年次 11 月～	<p>1. 実習目的</p> <p>看護チームの一員としての体験、夜間実習、複数対象受け持ちをとおして、知識・技術・態度を統合し看護実践能力を身につける</p> <p>2. 実習目標</p> <p>1) 看護部の役割、病棟管理の実際や他部門との調整などの見学を通して看護ケア・看護サービスのマネジメントの実際を学ぶ 2) 複数の対象を受け持ち、対象の状態・状況に応じケアの優先順位の判断や時間管理をしながら安全を考慮し看護が実践できる 3) 夜間実習の体験を通して対象の理解を深め、夜間ににおける看護師の役割が理解できる 4) 倫理観を基盤に専門職業人としての規律を重んじた自覚ある行動がとれる 5) 能動的で主体的な行動を身につけることができる 6) 自己の看護観を明確にできる</p>

臨地実習対象及び経過別一覧

学生のレディネスを考え、緩慢に経過する慢性期、急性期を脱し回復へと向かう対象への看護を学習したのち急性期の看護を学ばせる。受持ち対象の選定時には、まず教員及び実習指導者が患者・家族に対し実習の必要性や実習内容等の学生の受け持ち対象となることに関して十分説明する。

学年	科 目	対象	経過別
1 学年	基礎看護学実習 I a	成人期	慢性期
		老年期	回復期
2 学年	基礎看護学実習 II	成人期	慢性期
		老年期	回復期
	成人看護学実習 I	成人期	慢性期 回復期
	成人看護学実習 II	成人期	慢性期 回復期
	老年看護学実習 I	老年期	健康期 慢性期
3 学年	成人看護学実習 III	成人期	急性期 終末期 周手術期
	老年看護学実習 II	老年期	急性期 慢性期 回復期 終末期
	小児看護学実習	小児期	健康期 急性期 慢性期 回復期
	母性看護学実習	成人期	健康期
	精神看護学実習	成人期	慢性期
		老年期	回復期
	在宅看護論実習	成人期	慢性期
		老年期	終末期
	看護統合実習	成人期	急性期 慢性期
		老年期	回復期 終末期

分野別実習単位・時間・実習施設一覧

実習科目		単位	時間数	実習時期	実習施設
専門分野I 基礎看護学実習	基礎看護学実習 I a 基礎看護学実習 I b	1	15 30	1年次後期	社会医療法人社団三草会クラーク病院
	基礎看護学実習 II	2	90	2年次前期	社会医療法人社団三草会クラーク病院
専門分野II 成人看護学実習	成人看護学実習 I	2	90	2年次前期	特定医療法人柏葉脳神経外科病院 社会医療法人恵佑会第2病院 社会医療法人鳩仁会札幌中央病院 医療法人社団明生会 イムス札幌消化器中央総合病院 社会医療法人社団カレスサッポロ 北光記念病院 社会医療法人社団三草会クラーク病院
	成人看護学実習 II	2	90	2年次後期	
	成人看護学実習 III	2	90	3年次前期	社会医療法人 恵佑会札幌病院
	老年看護学実習 I	2	90	2年次前期	医療法人愛全会 愛全病院 社会医療法人北海道恵愛会 札幌南一条病院 医療法人社団 土田病院 社会医療法人社団三草会 介護老人保健施設もえれパークサイド
	老年看護学実習 II	2	90	3年次前期	医療法人愛全会 愛全病院 社会医療法人北海道恵愛会 札幌南一条病院
	小児看護学実習	2	90	3年次前期	社会医療法人母恋 天使病院 市立千歳市民病院 医療法人稻生会 医療クリニックさっぽろ 札幌愛隣館保育園
	母性看護学実習	2	90	3年次前期	医療法人社団慶愛 慶愛病院
	精神看護学実習	2	90	3年次前期	社会医療法人社団三草会千歳桂病院
	在宅看護論実習	2	90	3年次前期	社会福祉法人三草会 小規模多機能ホーム緑陽 社会医療法人社団三草会 訪問看護ステーションアシスト 社会福祉法人三草会 札幌市東区第2地域包括支援センター
統合分野 看護統合実習	看護統合実習	2	90	3年次後期	社会医療法人社団三草会クラーク病院

本校の学生の倫理についての考え方

看護に対する人々の要求と、それを満たす看護師の行為は、どのような時代であっても基本的には変わるものではない。看護学生にとってもこのことは同様に言える。看護学生は将来看護職業人としてより良い看護を実践していかなくてはならない。したがって学生のうちから、質の高い看護を将来提供できるに足る、生命の尊厳と人間愛の心を基盤に豊かな人間性を育て、高い倫理観が持てるよう日々の学生生活を送ることが重要となる。さらに臨地実習は直接対象と関わり、看護の喜びや達成感を学ぶ大切な場であり、一人の人間として向かい合う場である。このような場では、看護学生の倫理性がとても重要となる。

日本看護協会倫理綱領を基に、看護学生の倫理についての本校の考えを明確に示し、学内・学外を問わず、日々看護学生の倫理観を高めるような教育をしていくことが重要と考える。

看護学生の倫理要領

1. 看護学生は、いかなる場面においても対象の生命・人権・尊厳を護らなければならない。
2. 看護学生は、臨地看護学実習において看護の対象の安寧を目指し、真摯にこれに取り組まなければならない。
3. 看護学生は、臨地看護学実習において知り得た対象の情報を他者に公開してはならない。
4. 看護学生は、人々の信頼を得るように個人としての品行を常に高く維持しなければならない。
5. 看護学生は、臨地看護学実習において対象の安全のために、適宜自ら助言を求めなければならない。
6. 看護学生は、他のメンバーと常に協力し、よりよい看護ができるように努力し、その行動に責任を持たなければならない。
7. 看護学生は、よりよい適切な看護を行うために、学生自身の健康の保持増進に努めなければならない。
8. 看護学生は、自分自身や他の看護学生及び指導者のプライバシーに関する情報を公開してはならない。
9. 看護学生は、社会の動きや医学・医療の進歩について理解し、日々学習し続ける姿勢を持たなければならない。

本校の学生の倫理行動指針

本校の看護学生の倫理要領	学生の倫理行動
1. 看護学生はいかなる場面においても対象の生命・人権・尊厳を護らなければならぬ	1. 対象及び家族に対し礼儀正しい態度をとる 2. 対象の意思を常に尊重し、指導のもと適切な援助・情報を提供する
2. 看護学生は、臨地看護学実習において看護の対象の安寧を目指し、真摯にこれに取り組まなければならない	1. 「臨地実習における看護学生の基本的な看護技術の水準」に基づき行動する 2. 常に対象の安全を最優先して行動する
3. 看護学生は、臨地看護学実習において知り得た対象の情報を他者に公開してはならない	1. 対象の情報が記載された実習記録・メモ等の管理を徹底する。また、実習後の記録・情報の取り扱いについては、教員の指示に従い行動する 2. 公共の場で実習に関わる会話をしない
4. 看護学生は、人々の信頼を得るように個人としての品行を常に高く維持しなければならない	1. 臨地実習時間以外においても、自らの行動が看護学生の信用に影響を与えることを認識し、身だしなみを整え、言動に注意する 2. 対象が感謝の気持ちを金品に託すことがあるが、実習の意義を伝え、信頼関係を保つためにも誠意をもって断る
5. 看護学生は、臨地看護学実習において対象の安全のために適宜自ら助言を求めなければならない	1. 理解できないことがあれば、時期を逃さず、文献学習や助言を求める 2. 臨地実習において、無資格者である看護学生が看護行為を行う際は、助言・指導を求める
6. 看護学生は、他のメンバーと常に協力し、よりよい看護ができるように努力し、その行動に責任を持たなければならない	1. 学生間でも互いに尊重した姿勢で関わり、目標達成に向けて研鑽し合う 2. 学校及び実習施設の規定や約束事を遵守する
7. 看護学生はよりよい適切な看護を行うために、学生自身の健康の保持増進に努めなければならない	1. 実習中の食事・含嗽等の感染予防や早期受診等、学生自身が自己の健康管理に努める
8. 看護学生は自分自身や他の看護学生及び指導者のプライバシーに関する情報を公開してはならない	1. 対象及び指導者、学生自身・他学生の私的な情報を保護する 2. 公共の場で実習に関わる会話をしない
9. 看護学生は社会の動きや医学・医療の進歩について理解し、日々学習し続ける姿勢を持たなければならない	1. 専門的知識・技術・態度を身につけるために、常に積極的・主体的に学習する

各看護学に共通する実習方法

I. 実習時間

月曜日～金曜日の1週5日間

実習開始時間は9時を原則とするが、各看護学により実習時間は変更がある。

II. 実習オリエンテーション

1. 実習オリエンテーションのねらい

各看護学実習の目的・目標や看護学生としての倫理的心構え等を認識し、実習への動機付けと主体的な学習を促し、実習環境への順応を図る。

2. オリエンテーションの内容

1) 学内

学生用の実習要綱に沿って、実習調整者及び看護学担当教員・実習担当教員が行う。

- (1) 実習目的・目標
- (2) 臨地実習計画表(施設名・期間・部署名)
- (3) 実習施設所在地、交通機関
- (4) 実習日程・方法
- (5) 実習記録の説明、提出方法や日時
- (6) 実習施設の概要・部署の概要や特徴
- (7) 実習施設の看護部責任者名・各部署責任者・臨地実習指導者紹介
- (8) 実習における留意点(学生心得参照)、学生の倫理
- (9) 感染予防対策、ハラスメント対応、個人情報に関する基本姿勢、ヒヤリハット報告
- (10) 事前学習内容や参考文献の紹介

2) 実習施設・部署

実習初日または実習開始前に、看護部長・実習担当部署の師長、臨地実習指導者よりオリエンテーションを受ける。

(1) 施設オリエンテーション

- ①実習施設の沿革や構造、特色・特殊性
- ②実習施設の看護理念や看護体制
- ③実習施設使用上の注意
- ④施設内紹介、防災設備、避難経路、誘導
- ⑤実習生としての注意事項
- ⑥病院組織と各部署の役割と連携の説明

(2) 部署オリエンテーション

- ①構造・設備・特殊性 ②看護方針や体制 ③看護基準・看護手順
- ④月間・週間予定・日課 ⑤入院対象の特性
- ⑥物品や部品、薬品等の保管場所や管理方法
- ⑦記録物の種類と記録方法及び閲覧方法
- ⑧受け持ち対象の紹介
 - a 対象紹介
 - b 病状・治療方針
 - c 禁忌事項
 - d 援助を必要としている大まかな内容
 - e 今週のスケジール

III. 学内学習

1. 目的

学生の臨地実習における学習活動を助け、実習での学習効果を高める事を目的とする。

2. 学習項目・目的・内容(方法)

学内学習の基本的考え方

項目	目的	内容
直前オリエンテーション	各看護学実習の目的・目標、看護学生としての倫理的心構え等を認識し、実習への動機付けと主体的な学習を促し、実習環境への順応を図る	臨地実習開始前に看護学担当教員が実習要綱を用いて行う 学生は実習病棟・施設における留意点や受け持ち対象について実習担当教員から説明を行う 学生は紹介された対象理解や看護実践に必要な学習内容を確認して準備をする
事前学習	臨地実習での学びが促進されるよう、学生個々が自分のレディネスに適した事前学習の方法を理解し、必要な知識・技術を習得する	学生は実習病棟や実習施設の特徴をふまえ、実習内容を中心にして必要な事前学習を行う 看護技術についても安全に実施できるよう練習を行い準備する
看護過程の展開	看護過程の思考整理を行い、看護実践の向上を図る	実習担当教員から看護計画の指導を受ける
文献検索 文献学習	文献検索の方法や活用の仕方を学び、看護を理論的に考える能力を養う	学生は図書室・インターネットを活用した文献検索や学習を行い、実習に活かす
協同学習	学生個々の学びを共有化することで、学びの発展や看護観を養う	テーマカンファレンスを学生間で設定し学びを深める
リフレクションシートによる振り返り	看護実践の成功や失敗体験を振り返り、今後の自己課題を明確にする	学生は学校指定のリフレクションシートで体験を振り返り、その意義づけや学習課題を明確にして解決方法や学びを次の実習に活かす 自己の看護に関する考えを深める(看護観を深めていく)
看護技術練習	看護技術の未熟点を再度練習し完成させる	看護技術の自己課題から、実習担当教員と相談し練習を行う
視聴覚教材の活用	臨地実習で体験できなかった、不足していた、またはこれから学ぶ予定の看護技術等は教材を活用して復習・予習を行う	実習担当教員と相談して進める

IV. 受け持ち対象の選定

学生が限られた実習期間で効果的な学習を行うためには、実習目的を達成できる条件をできるだけ満たし、また学生の学習レベルや特性に応じた対象を選択することが望ましい。

対象選択は学生の実習進度に合わせ、学生の希望や実習状況等も考慮しながら、臨地実習指導者と実習担当教員が協議し決定する。対象には事前に臨地実習指導者から実習の主旨を説明し、同意を得るとともに、実習途中でも不都合があればいつでも辞退できる事を伝える等の倫理的配慮に心掛ける。

1. 受け持ち対象の選択においては、同意書を得てから実習を実施する。同意書に関しては病院に一任する。
2. 受け持ち対象を中心に行なう。
3. 受け持ち対象選定にあたっては臨地実習指導者、実習担当教員の助言を受ける。
4. 受け持ち対象の看護にあたっては指導を受けながら、看護過程を展開する。
5. 対象の日常生活援助を通して看護技術を習得する。
6. 受け持ち対象以外の看護を見学・実践する場合は、指導の下に実践する。
7. 実習は各看護学実習計画に基づいて行う。

V. 学生カンファレンス

1. ショートカンファレンス

- 1) 毎日実習終了時に、自分の行った看護の振り返りを(実習目標達成度、援助内容、対象との関わり等)発表し、グループメンバー・臨地実習指導者・実習担当教員より意見・助言・指導をうけ翌日の実習内容に活かす。

2. 受け持ち対象事例のカンファレンス

- 1) 1週1回原則実施する。
- 2) 受け持ち事例の対象理解、情報収集、分析、看護計画、実施、評価の全般にわたり、グループメンバー・臨地実習指導者・実習担当教員より意見・助言・指導を受け実習目標を発展させていく。
- 3) 自分の受け持ち以外でもグループメンバーの事例とし一緒に学習、意見交換して考えながら方向性を見出していく。
- 4) カンファレンスは実習時間内に行う。

3. カンファレンスの進行

- 1) 参加メンバーは、学生・臨地実習指導者・実習担当教員とする。
- 2) カンファレンスは、司会・書記などの役割を決め、学生主体で行う。
- 3) カンファレンスの時間は30分程度を目安とし1)、2)において看護展開に役立てられるような内容とする。
- 4) 実習終了後はまとめのカンファレンスを行い、受け持ち事例やグループメンバーの事例からの学びを明確にし、今後の実習に役立てられるようにする。

4. カンファレンス資料作成

- 1) 指定の様式に記載し、臨地実習指導者・実習担当教員・グループメンバーの人数分を印刷し準備する。

5. 留意点

- 1) 学生は週毎に臨地実習指導者へカンファレンスの日時調整を申し出る。
- 2) カンファレンスの運行は、責任を持って実施する。
- 3) 時間を有効に活用し次週の実習に活かせるよう、自己の疑問点の解決や判断の良し悪し等を整理できるようにする。
- 4) カンファレンス資料は実習担当教員と確認して不足がないよう準備し、臨地実習指導者へ手渡しする。

VI. 臨地実習報告会

基礎看護学ⅠⅡ実習、成人看護学ⅠⅡ実習、老年看護学Ⅰ実習、看護統合実習後に実習報告会を行う。

VII. 実習記録・提出物

1. 実習記録は各看護学実習においての様式一覧に記載されている指定様式を使用する。
2. 実習記録の提出月日・提出場所・記録の綴り方等に関しては、実習担当教員の指示に従う。
3. 臨地実習指導者へは、実習担当教員から提出する。学校への返却は、実習担当教員と打ち合わせを行い直接実習担当教員が回収にあたる。
4. 臨地実習指導者は、学生の記録を読み終えたら捺印する。

VIII. 実習評価と単位認定

1. 基本的考え方

- 1) 規定の実習時間数の3分の2に達しない者は、その実習科目について評価を受けることができない。
但し、その理由が正当なものであり、校長が必要と認めた者には補習の機会を与えることができる。
- 2) 臨地実習を受けられなかつた者に対しては、その理由が正当なものであり、校長が必要と認めた者には追実習の機会を与えることができる。
- 3) 成績評価が合格点に達しない者に対しては、再実習を受ける機会を与える。
- 4) 補習、追実習、再実習については長期休暇中とする。但し実施にあたっては実習施設と相談し進める。

2. 履修にかかる条件

- 1) 1年次の基礎看護学実習Ⅰの科目単位修得ができた者は、2年次の基礎看護学実習Ⅱに進むことができる。
- 2) 2年次の基礎看護学実習Ⅱの科目単位修得ができた者は、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習Ⅰに進むことができる。

3. 実習評価と評価(単位認定)方法

- 1) 実習評価は、別紙 各看護学別評価表に基づき行う。
- 2) 評価は実習中の中間評価、実習終了後の最終評価で段階的に行う。

(1) 中間評価

2週目の最終日までに、学生・臨地実習指導者・実習担当教員それぞれが項目に沿って評価し、学生の自己評価表と照らし合わせ、実習目標の達成度と学生の実習での課題を明確にしていく。学生が明確にできない場合は助言・指導する。

(2) 最終評価

実習終了の翌週に臨地実習指導者・実習担当教員それぞれが項目に沿って評価し、中間評価との比較ができるよう記載する。臨地実習指導者・実習担当教員両者で相談の上、実習担当教員の責任において、最終評価点をつける。

- 3) 評価表は1人の学生に対し、4部構成（最終評価表・指導者評価表・教員評価表・学生自己評価表）で保管する。

4) 単位認定の方法

- (1) 評価は評価表に基づき零から5段階で評価する。
- (2) 評価項目の配点は、評価表の割合、換算表に基づき換算する。
- (3) 総合評価点で優(80点以上)、良(70点以上 79点以下)、可(60点以上 69点以下)、不可(60点未満)とする。

IX. 出席簿・欠席届

1. 出席簿は学生が持参し、臨地実習指導者の捺印を受ける。
2. 欠席・欠課・遅刻・早退時は病棟師長・臨地実習指導者・実習担当教員に連絡する。
3. 欠席・欠課・遅刻・早退した場合は、学生は届け出を提出する。

学 生 心 得

I. 学習の過程にあることを自覚し、けじめのある行動をとる

1. 積極的で意欲的な実習を行うように努力する。
 - 1) 予習・復習を十分にする。
 - 2) 独断で判断・行動せず、実習中は臨地実習指導者・担当教員の指示に従う。
 - 3) 不明な点は、臨地実習指導者・実習担当教員に相談し、疑問点はその場で確認する。
 - 4) 準備から後始末まで責任を持って行う。
2. 健康管理については常に心掛け、罹患した際は、すぐに専門病院で治療を受ける。
3. 学生として謙虚で誠実な態度で臨む。
 - 1) 礼儀正しい言葉遣いをする。
(対象、臨地実習指導者、職員、教員、同級生間であっても節度をわきまえる)
 - 2) 実習中の私語を慎む。
 - 3) 挨拶・返事は、はっきりとする。「わかる」「わからない」の意思表示をはっきりとする。
 - 4) 周囲の人の話を良く聞き、自分の意志表明をはっきりとする。
4. 対象あるいは家族との個人的な関わりをもたない。また、金品を受け取らない。
5. 通学には自家用車の使用を認めない。
6. 緊急以外の電話の取次ぎはしない。緊急の場合は学校に連絡を入れ、学校から実習場所へ連絡する。
7. 実習時間
 - 1) 定められた実習時間を守る。
 - 2) 実習開始10分前には、病棟に入り準備を整える。
 - 3) 実習中は所在を明らかにし、理由なく実習場所を離れない。止むを得ず実習場を離れるときは、臨地実習指導者・実習担当教員に許可を得る。
 - 4) 実習時間内で効果的な実習が行えるように、計画的に行動する。
8. 欠席・遅刻・早退の連絡手続き
 - 1) 欠席・遅刻・早退する時は、事前に所定の用紙に記載し実習担当教員に提出する。
 - 2) 急な事情の場合での欠席・遅刻は8時30分に実習場所・実習担当教員に連絡する。
 - 3) 止むを得ず早退する場合は、臨地実習指導者・実習担当教員に申し出る。

II. 身みだしなみを整え、服装は指定のものを着用する

1. 実習への登下校時は黒・紺・グレーのスーツを着用し、スーツの中の柄物は禁止でブラウス・Yシャツまたはポロシャツとする。男子はネクタイ不要とする。
2. 指定のユニフォーム・シューズを着用する。
 - 1) ユニフォーム・シューズは清潔に保つ。
 - 2) ユニフォームは、毎日持ち帰って洗濯をし、常に清潔な状態を保ちしづがないものを着用する。また、サイズが身体に合っているか適宜確認し、肌の露出があつたり小さすぎたりする場合は、適切なサイズのユニフォームを再購入する。
- 3) ユニフォームを着用する時は、必ず下着（キャミソール・Tシャツ等）を着用する。
- 4) 下着は、ユニフォームの上から色・柄が透けないものを着用する。
- 5) ソックスは白色で足首を覆う長さのものを着用する。
- 6) 実習施設によって規定がある場合はそれに従う。

3. 頭髪は黒髪とし、看護援助の邪魔にならないようにまとめ、ユニフォームの襟にかかるないように整える。また、派手な髪飾りやカラーゴムは使用しない。
4. 爪は短く切りそろえ、清潔を保ちマニキュア・ペディキュアはつけない。
5. 華美な化粧はせず、つけまつげ、カラーコンタクトなどはつけてはならない。
6. ネックレス・ピアス・指輪（結婚指輪も含む）などのアクセサリー類は身につけない。
7. カーディガンは、白・黒・紺の無地のものとし、実習場所では着用しない。
8. 実習時間以外でも実習場所へ出入りする場合は、ユニフォームを着用する。
9. 通学時の服装はスーツを着用し、品位を保つ。
10. 休憩中の外出は禁止する。

III. 施設使用上の注意を遵守する

1. 学生ロッカーの鍵は各自が責任を持って施錠する。
2. 学生控室は掃除当番を決め、清潔に使用する。
3. 学生控室内の図書を借りる場合は、担当教員に申し出て所定の手続きをとる。
4. コピーをとりたい時は、担当教員に申し出る。
5. 学校の図書室を利用したい時は、担当教員に申し出る。
6. 実習時間外に実習施設に行く場合は、担当教員を通して施設の許可を得る。
7. 実習場所には公共交通機関を使用する。バイク・自家用車の使用は禁止する。
8. 危険物を持ち込まない。
9. 貴重品は実習施設に持ち込まないようにする。
10. 携帯電話等のモバイル機器類は実習施設内では電源を切り、使用しない。

IV. 事故発生時の対応

1. 他者に対しての事故の場合

実習中において事故（未然も含む）が発生した場合は直ちに臨地実習指導者、担当教員に報告し、その後の指示に従う。（ヒヤリハット報告におけるフローチャート参照）

2. 自身に起こった事故の場合

1) 切り傷・骨折・打撲・火傷などの事故の場合。

実習中において事故（未然も含む）が発生した場合は直ちに臨地実習指導者・実習担当教員に報告し、その後の指示に従う（ヒヤリハット報告におけるフローチャート参照）。

2) 針刺し事故の場合

(1) 直ちに刺傷部位の駆血をし、流水で洗う。

(2) 速やかに発生状況を報告をする（臨地実習指導者・実習担当教員）。

(3) 施設で定められた手順に従い適切な処置を受ける。

3) 移動中の事故の場合

移動中において事故（未然も含む）が発生した場合は直ちに臨地実習指導者、実習担当教員に報告し、その後の指示に従う（ヒヤリハット報告におけるフローチャート参照）。

3. 担当教員の指導のもと報告書を記載する。

V. 物品破損・紛失時の対応

1. 対象や実習施設が所有する物品器具は後始末を含め破損などないように丁寧にかつ適切に取り扱う。
2. 実習場所で器物を破損した場合は、臨地実習指導者、担当教員に報告する。
3. 担当教員の指導のもと物品破損・紛失届を記載する。

臨地実習における個人情報保護に関する基本方針

1. 基本的な考え方

看護者などの医療従事者には、「プライバシー」「肖像権」「個人情報保護法」「秘密保持義務」「職業倫理」などの法的及び倫理的根拠に基づいた情報の取り扱いが求められる。学生は有資格者ではないが、臨地実習では対象との信頼関係を確立し、有益な実習を実施するためにも、医療従事者に準じた法的及び倫理的責任を全うする必要がある。

看護学実習では個人を特定する情報だけでなく、病名や症状、既往歴や家族背景などプライバシーに関する生活上の多くの情報を入手することになる。しかしこれらの情報は、対象を理解し看護援助を実践するという看護の学習活動には必要な情報と考える。その為、実習における個人情報の保護にあたっては、対象の人権尊重とともに、学生の学ぶ権利を保障されるよう最大の努力を払うことが必要である。守秘義務については、実習開始前に「個人情報に関する誓約書」を病院へ提出する。提出にあたっては各実習施設の基準に従う。

2. 個人情報の取り扱い

個人情報とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その記述などにより特定の個人を識別することができるもの」と定義されている。個人を識別できる情報には氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、家族構成などがある。複数の情報を併記することによって個人の識別や推測が可能になることもある。そのため他の情報と容易に照合でき、そのことから個人を特定できる情報の取り扱いにも十分注意を払う必要がある。

1) 守秘義務

- (1) 臨地実習で知り得た対象に関する全ての情報は、決して口外してはならない。
- (2) 実習で得た情報は対象、医師・看護師などスタッフに関することも含め、実習施設内の廊下や公共・公衆の場では絶対口外しない。
- (3) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)に、実習で知り得た情報などの掲載は、不特定多数の人の目に触れる可能性があることを理解し、掲載内容や写真・動画について情報の漏洩、名誉毀損、プライバシーの侵害、守秘義務違反など自身に責任があることを十分認識する。またメールやブログ、Facebook、Twitter、LINE、mixiなどに安易な書き込みはしない。SNS上で発信することを厳重に禁止する。また、「非公開設定」にしたとしても、閲覧可能なユーザーを通して、投稿された記事や写真が公開されてしまう恐れがあることを十分認識しておく。
- (4) 対象情報の開示を求められた場合、学生は即答せずに臨地実習指導者に報告し、指示を仰ぐ。
- (5) 第三者への情報提供は本人の同意を得て行うことが原則であるため、実習施設内において第三者から尋ねられても安易に入院病室などを学生が伝えてはいけない。必ず実習施設職員に確認する。
- (6) 不必要な情報収集や個人的理由(興味関心、心配だから知っておきたいなど)による情報収集はしない。
- (7) 対象に関する情報の閲覧・転記・記録は臨地実習指導者の許可を得て指定された場所で行
- (8) 受け持ち対象以外の診療録及び看護記録などの閲覧は認めない。

2) 実習記録の種類

- (1) 学校が定めた所定の実習記録用紙、カンファレンス記録、メモ帳など対象の個人情報が入っている全てをいう。
- (2) 実習のための学習等、対象に関する個人情報が入らないものは、実習記録としては取り扱わない。

3) 実習記録の取り扱い

(1) 実習中の実習記録の管理方法

- ① 実習記録は、実習施設内所定の場所、自宅、学校以外で開いたり、記載してはならない。
- ② 行き帰りの交通機関内での置き忘れに注意する。
- ③ 実習記録紛失予防のためファイルに綴り、バックなどに入れて持ち運び、第三者の目にふれないように厳重に管理する。
- ④ 実習終了時はポケットにメモ帳があることを確認し、記録類も毎日忘れずに持ち帰る。
- ⑤ メモ帳やノートには学校名と氏名を必ず記載し、ナースステーションのテーブルや公共の場などに置き忘れることのないようにする。
- ⑥ 実習記録やメモ帳を紛失した場合は、速やかに臨地実習指導者・実習担当教員に報告する。
- ⑦ 対象に関する情報を記載した実習記録は安易に複写しない。校外でのコピーは禁止、複写が必要な場合は原則学校のコピー機を使用する。
- ⑧ 学生間の実習記録の貸し借りはしない。

(2) 実習記録の記載方法

①個人情報の匿名化

実習記録用紙、メモ、カンファレンス資料など、実習に関するすべての記録物については、個人が特定されるような情報(住所、氏名、生年月日、施設名、病棟名など)は記述しない。イニシャルではなく、A・B・Cなど暗号化する。

【記載例】	実習施設：三草会札幌病院	→	A病院
	入院日	：	2015年4月1日 → X年Y月Z日
	氏名	：	S・K(イニシャル) → B氏
	年齢	：	72歳 → 70歳代前半

(3) 実習終了後の記録管理・廃棄方法

- ① 実習記録は実習評価面談終了後、または看護研究終了後、看護学担当教員が回収し保管する。卒業時に廃棄処分を行う。
- ② 対象情報が書かれたメモ帳・ノートは担当教員の指示に従って学生がシュレッターにかけ廃棄する。

(4) パソコンを使用する場合の取り扱い

実習施設にパソコンは持ち込まない。学内においては私物パソコンの持ち込みを許可する。

- ① 私物パソコンの管理は自己の責任において使用する。作業中はインターネットに接続しない。(インターネットでの文献検索は図書室のパソコンを使用)
- ② 実習に関するデーターは私物パソコン・学校のパソコン 共にハードディスクに情報を保存しない。

- ③ 学校から USB メモリ 1 本を実習記録専用に貸し出しを学生に行い、学生は実習終了まで使用する。
- ④ 保存した電子媒体のデーターは実習終了後、個人が責任を持って全て消去し、実習担当教員に USB を返却する。
- ⑤ 実習に関するデーターを保存した各種記憶媒体を学生間で貸し借りはしない。
- ⑥ パソコンから実習に関する情報を電子メールに添付して送受信しない。

(5) 診療記録など個人情報へのアクセス

電子カルテの閲覧について

- ① 電子カルテの閲覧をする場合は、その都度臨地実習指導者の承諾を得る。
- ② 電子カルテを閲覧する方法は、実習施設側から指示された規定に従う。入力はいかなる場合も行わない。
- ③ 受け持ち対象以外の情報は閲覧しない。また、個人的興味や関心による情報として必要以上の閲覧はしない。
- ④ 対象に関する情報を無断で印刷しない。

紙媒体カルテの閲覧について

- ① 記録物(カルテ)を閲覧する場合は、その都度臨地実習指導者の承諾を得る。
- ② これらの書類の閲覧は施設内(病棟内)のみとし、施設外(病棟外)には一切持ち出さない。

個人情報の複写の禁止(コピーの禁止)

- ① 診療記録、検査データなど情報の印刷や複写(コピー)は禁止する。

4) 事故発生時の対応

実習期間中に発生する事故として、対象や家族、施設職員に関する情報の漏洩あるいは危惧、名誉やプライバシーの侵害を学生が与える場合と、学生自身が被害に合う場合がある。

- (1) 被害の程度に関わらず速やかに学生は臨地実習指導者・実習担当教員に連絡・報告する。
- (2) 病棟責任者または臨地実習指導者と実習担当教員は互いに連携し、双方の状況などの確認を行う。
- (3) 実習担当教員は実習調整者を通じて学校(校長・副校長)に報告し、対応について連絡・確認を行う。
- (4) 学校からの対応について実習担当教員は病棟責任者または臨地実習指導者に報告をする。
- (5) 事故発生後、臨地実習指導者や実習担当教員からのサポートを受けながら学生は事故の状況や経緯を振り返り、事故の要因や再発防止に向けて課題を明らかにする。
- (6) 学生は報告後速やかに報告書を記載し、実習担当教員に提出する。
- (7) 実習期間中の受け持ち対象に関しては、学生の意見も聞き臨地実習指導者・実習担当教員と協議し、受け持ちの継続・変更を検討する。

5) 受け持ち対象の同意

臨地実習は対象・家族の理解と協力が不可欠である。開始に当たっては、対象の同意を得ることとは必須の事項であり、学生の実習に際しては、対象・家族に対して、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、対象が納得したうえで、協力の同意を得る必要がある。

- (1) 受け持ち対象の選択においては、同意書を得てから実習を開始する。サインができない場

合は代筆者と代筆の理由を添える。同意書に関しては病院に一任する。

(2) 臨地実習説明書

- ① 臨地実習指導者によって受け持ち可能な対象の推薦を受け実習担当教員と相談の上決定する。
- ② 病棟責任者または臨地実習指導者が対象の承諾を行い、内諾を得る。対象が意思決定困難な場合は、代理者の家族に同様に説明を行い、承諾を得る。
- ③ 学生と実習担当教員は各自自己紹介をした上で対象の納得を得て、受け持ち対象としての同意を得る（但し、対象の同意までの方法は各実習施設に準ずる）。
- ④ 臨地実習指導者と実習担当教員から対象に対し書面と口頭で臨地実習に関する説明を行う。

〈説明内容〉

- ・実習目的・期間・内容・対象学生の概要
- ・学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行うこと。
- ・学生が看護援助を行う場合、安全への確保を最優先とし、事前に教員や看護師の助言・指導を受け、実践可能なレベルにまで技術を習得させてから臨ませること。
- ・対象・家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも教員や看護師に直接尋ねることができること。
- ・対象・家族は、学生の受け持ちに同意した後も、学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できること、拒否したことの理由に看護及び診療上の不利益な扱いを受けない。
- ・学生は、臨地実習を通して知り得た対象・家族に関する情報については、これを他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護を厳守する（守秘義務）こと。
- ・実習での学びを実習終了後にレポートとしてまとめること。（看護研究）

(3) 臨地実習同意書

学生が臨地実習先で対象を受け持つに際し、対象に必要事項を説明後、納得を得た上で書面に同意のサインを得る。

6) 学生及び実習病院・施設に関する情報保護

対象の情報以外にも実習病院・施設に関する情報や、そこで勤務している臨地実習指導者・職員に対する情報についても守秘義務を厳守する。

対象との関わりは、あくまでも実習の場に限定し、学生自身の個人情報の伝教も禁止する。
対象から学生の住所や電話番号など聞かれた場合は、規則で教えられない旨を伝える。そのような事が生じた場合は速やかに、実習担当教員へ申し出る。

3. ケーススタディーの取り扱い

- 1) 学校内での看護研究発表に伴い、対象及び家族へ看護研究目的に使用する場合があることを説明、臨地実習説明書にも内容が記載されたものを臨地実習同意書とする。
- 2) 看護研究は学校内ののみの発表とし、学校以外への投稿・発表は行わない。
- 3) 看護研究資料・発表原稿・スライドなどには個人が特定できないよう、病院名・氏名などは暗号化し、写真掲載の場合は個人が特定できないように顔を出さない工夫などを行いプライバシーの保護に努める。
- 4) 発表終了後は、使用した個人情報の廃棄、データーの消去を行う。

臨地実習におけるハラスメントについて

ハラスメントとは、苦しめること、悩ませること、迷惑を意味する。具体的には、相手の意に反する言動や行為により、その人の人格を傷つけ、人権を侵害すること。実習を含めた学習の場、学校生活において嫌がらせ、いじめ、若しくは不利益を与える行為などが該当する。看護の学習には多くの人々が関わり、それらの相互関係の中にハラスメントが生じることがないようにすることは、学生の学びを深め同時に対象に安心して療養して頂く事につながる。臨地実習にあたっては、ハラスメントに関する知識や予防・対応に対する考え方を理解していることが大切である。

1. ハラスメントとは

ハラスメントには、身体的暴力・精神的暴力（言葉の暴力・いじめ・セクシャルハラスメント、その他の嫌がらせ）などが含まれる。

身体的暴力とは、他の人や集団に対して身体的な力を使って身体的・性的、あるいは精神的な危害を及ぼすものをいい、例えば、殴る・蹴る・叩く・突く・撃つ・押す・噛む、つねるなどの行為。

言葉の暴力とは、個人の尊厳や価値を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為（怒鳴る・脅す・罵声など）をいう。

セクシャルハラスメントとは、性的な話題や質問を繰り返す、意に添わない性的誘いかけや好意的態度の要求など、性的嫌がらせ行為をいう。

2. 保健・医療・福祉施設におけるハラスメントのリスク要因

保健・医療・福祉施設において、ハラスメントが起きる要因には当事者の要因と環境の要因がある。

当事者の要因には、心理的背景、ストレス（疾病や障害による不安、周囲の人々に対する不満、孤独など）、疾患による判断力の低下、言語での表現の障害、病気による症状（せん妄、思考障害、意識障害など）、薬物の影響などが挙げられる。

環境要因には、生活環境の変化や集団生活のストレス、治療・処置に対する苦痛、説明不足による療養生活への戸惑いなどが挙げられる。

ハラスメントは、意識的に発生してくるだけでなく、疾病や環境の要因によって引き起こされるということも理解しておく必要がある。

3. 臨地実習におけるハラスメントへの対応

- 1) 臨地実習において、関わる人々との関係で、不快な行為や言動がある時は臨地実習指導者・実習担当教員に相談すること。
- 2) 言った側は冗談や親しみのつもりで性的な話題を口に出す場合があると思うが、言われた側が不快や苦痛を感じる場合はセクシャルハラスメントになる。その時は「その様なことを言われると困る」「答えられません」とはつきりと伝える。
- 3) ハラスメントではないかと思った時は、一人で悩まずに解決に結び付くように、臨地実習指導者・実習担当教員に相談する。
- 4) 周囲の人もハラスメントではないかと思われることを見聞きした場合は、見過ごさない。
- 5) ハラスメントと思われるることは、日時や場所・内容を事実に基づいて記録しておく。

感染予防対策について

今日の医療現場では、様々な治療・処置により対象の免疫機能は障害され、感染しやすい状態にあるため、感染源と感染経路に対する対策が重要となっている。対象には、自身の常在菌による内因性感染や、通常問題とならない弱毒菌による感染症発症などの問題が生じているため、原則をより重視した対応が必要となる。感染対策の目的は、対象を交差感染から守り院内感染を防止すること、また学生自身が自ら疾病や感染症に罹患することを防ぎ、自分の健康を守ることである。そのため実習では、対象の生命と安全を守ることを深く認識し、誠実に責任ある行動をとることが必要である。

1. 感染予防に関する学生の役割と責務

病院をはじめとする様々な実習施設には、感染症をもつ人と感染を受けやすい人が多く、学生には日頃から感染予防行動が求められている。学生の不適切な感染予防行動によって、容易に対象や他の学生に感染拡大が生じる可能性があること、学生自身も感染を受ける危険性が高いことを十分認識しておく必要がある。したがって、学生は、自己の健康管理に努めるとともに、感染予防対策を実施し、治療が必要な状況が生じた場合は速やかに対処する。

2. 実習前準備

1) 入学後

(1) 感染症の抗体価検査（麻疹 風疹 水痘 流行性耳下腺炎）

- ①検査の結果を基に陰性(−)・弱陽性(±)者は実習前までにワクチン接種を済ませる。
- ②ワクチンを接種した者は翌年抗体価検査を行い陰性・弱陽性者は追加ワクチン接種を行う。
- ③ワクチンを2回接種後も抗体価が基準値を満たしていない場合はこれで終了とする。

(2) 結核感染検査（Q F T 検査）

- ①陽性(+)の場合、専門医の診察を受け指示に従う。

(3) 秋のインフルエンザワクチン接種を義務付ける。

(4) アレルギーの者は接種前に医師に相談する。

3. 感染予防対策

- 1) 日常から自己の健康管理に注意を払い、セルフチェックのフローチャートに従い行動する。
- 2) 清潔と不潔を区分した行動をとる。
- 3) 感染予防のために、標準予防策（スタンダードプリコーション）を確実に実施する。

(1) 手指衛生

- ① 実習開始前、終了後には必ず石けんと流水で手洗いを行う。
- ② 実習中は「1行為1手洗い」を行い必要に応じ手指消毒を行う。
- ③ 確実に手洗いができるよう腕時計は身に付けない。
- ④ 感染源と成りうるもの（血液・体液・分泌物・排泄物・傷のある皮膚・粘膜等）の取り扱いに関しては、十分注意して実習施設で定められた手順・方法に従い確実に行う。万が一付着したり、触れた時は、直ちに石けんと流水による手洗いを行う。
- ⑤ 手洗い後の手拭は、ペーパータオルでしっかり乾燥させる。

⑥ 実習開始前、終了後に含嗽を行う。

(2) 防護具の着用

① 感染症対象の看護ケアを行う場合は、防水性エプロン・マスク・グローブの着用・手指消毒など、実習施設で定められている方法に従い確実に行う。

② 感染源となりうるものに触れる時は手袋を着用する。

(3) 対象の汚物処理については、感染性廃棄物・非感染性廃棄物の処理方法を確認の上、臨地実習指導者から指示された方法で行う。又使用後の器具の洗浄や消毒方法についても臨地実習指導者の指示を受け適切な方法で行う。

(4) 使用後の注射針を誤って刺した場合は、直ちに流水で洗い流し、臨地実習指導者・実習担当教員に報告し施設で定められた手順に従い適切な処置を受ける。

4) 感染症に罹患（あるいは病原菌を保菌）している対象に対する感染予防は、各実習施設の感染管理基準（感染予防対策）に従う。

5) 流行性ウイルス性疾患を含む感染性の強い対象と接した場合は、実習担当教員、臨地実習指導者に報告し指示を受ける。

4. 感染症発生時の対応

1) 感染症状が出現した（可能性）場合の学生の対処行動

(1) 実習開始前に実習担当教員に経過と症状の説明を行う。

(2) 実習担当教員の指示に従い、必要に応じて受診する。

(3) 受診の結果を学校・実習担当教員に報告し、実習の継続可否や実習方法を確認する。

(4) 学校伝染病に罹患した場合は、診断書を提出し、学校保健安全法19条の規定に従い出席停止となる。出席停止日数は医師の診断書に従う。

(5) 出席停止により実習評価に必要な出席時間に不足が生じた場合は、不足した分の補習を行う。補習の日程については、学校と実習施設と相談の上で決定する。

2) インフルエンザに罹患した（可能性）場合の学生の対処行動

(1) 実習前に体調不良があった場合

① インフルエンザの発症が疑わしい症状がある場合は、自宅待機及び受診して診断を受ける。診断は発熱から半日程度経過していないと困難であることに留意する。

② 受診は一般医療機関で可能。マスク着用の上受診する。

③ 初回受診の結果報告と、診断がついたら直ちに学校へ連絡を入れる。

④ インフルエンザと診断された場合は出席停止となる。出席停止期間は学校保健安全法19条の規定「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間」に基づく。

⑤ 潜伏期間は1～7日間のため、その間の行動を確認し濃厚接触者を明らかにする。

(2) 実習先で発症を疑う学生が発生した場合

① 担当教員は臨地実習指導者と連携し、学校へ連絡を入れる。

② 担当教員は当該学生の実習を中断させ、速やかに受診させる。

(3) 実習場所で感染者が発生した場合の感染拡大防止

① 当該学生の行動範囲を明らかにして、受け持ち対象及び濃厚接触が考えられる対象に対し、臨地と連携の上必要な対応を行う。

- ② 実習メンバーの学生は濃厚接触者として、接触があった時期から7日間はマスクの着用及び発熱の有無を経過観察し、発症を早期に把握する。
- ③ 実習中の学生から多数インフルエンザが発症した場合は、自己学習等の対応も検討する。

【濃厚接触】

インフルエンザの対象と同居・同室、若しくは2メートル以内で会話をしたり、マスクなしで咳やくしゃみを直接浴びた場合などをいう。

【濃厚接触者】

学生本人と同居している家族、学生本人と接触のあった実習メンバーや友人等が感染症に罹った時、本人が濃厚接触者となる。

3) 感染性胃腸炎について

感染性胃腸炎は病原性大腸炎やサルモネラ、カンピロバクター等の細菌、あるいはロタウイルスやノロウイルスなどのウイルスによって引き起こされる胃腸の疾患で、嘔吐・下痢・発熱が主な症状として出現する。院内感染を防止するため、嘔吐物や排泄物の正しい処理方法を臨地実習指導者に確認して感染防御策を確実に行う。また自らも感染性胃腸炎を疑う症状が出現した場合は、医療機関を受診し診断を受け、実習継続の可否を確認し、学校から指導を受ける。

- (1) 感染経路：殆どが汚染された食物や飲料水等を介した経口感染である。また、ロタウイルスやノロウイルスなどでは、対象の便や嘔吐物に含まれるウイルスやこれらの排泄物から空気中に舞い上がったウイルスによる二次感染がある。
- (2) 予防策：対象の排泄物が感染源であることを十分認識し、排泄物を早急に密閉処理してその後の手洗いを十分行う。

5. 罹患時の対応

<感染症罹患時の対応>

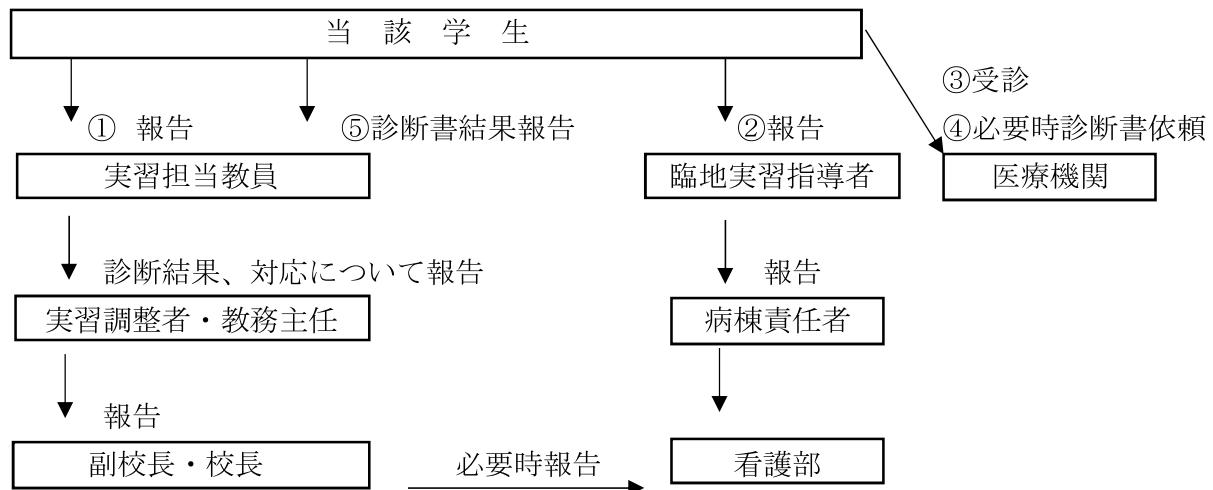


図1 感染症罹患時の対応

<濃厚接触者の場合の対応>

実習中は、感染症を予防するためにセルフチェックを毎日行い、下記のフローチャートに従って行動する。

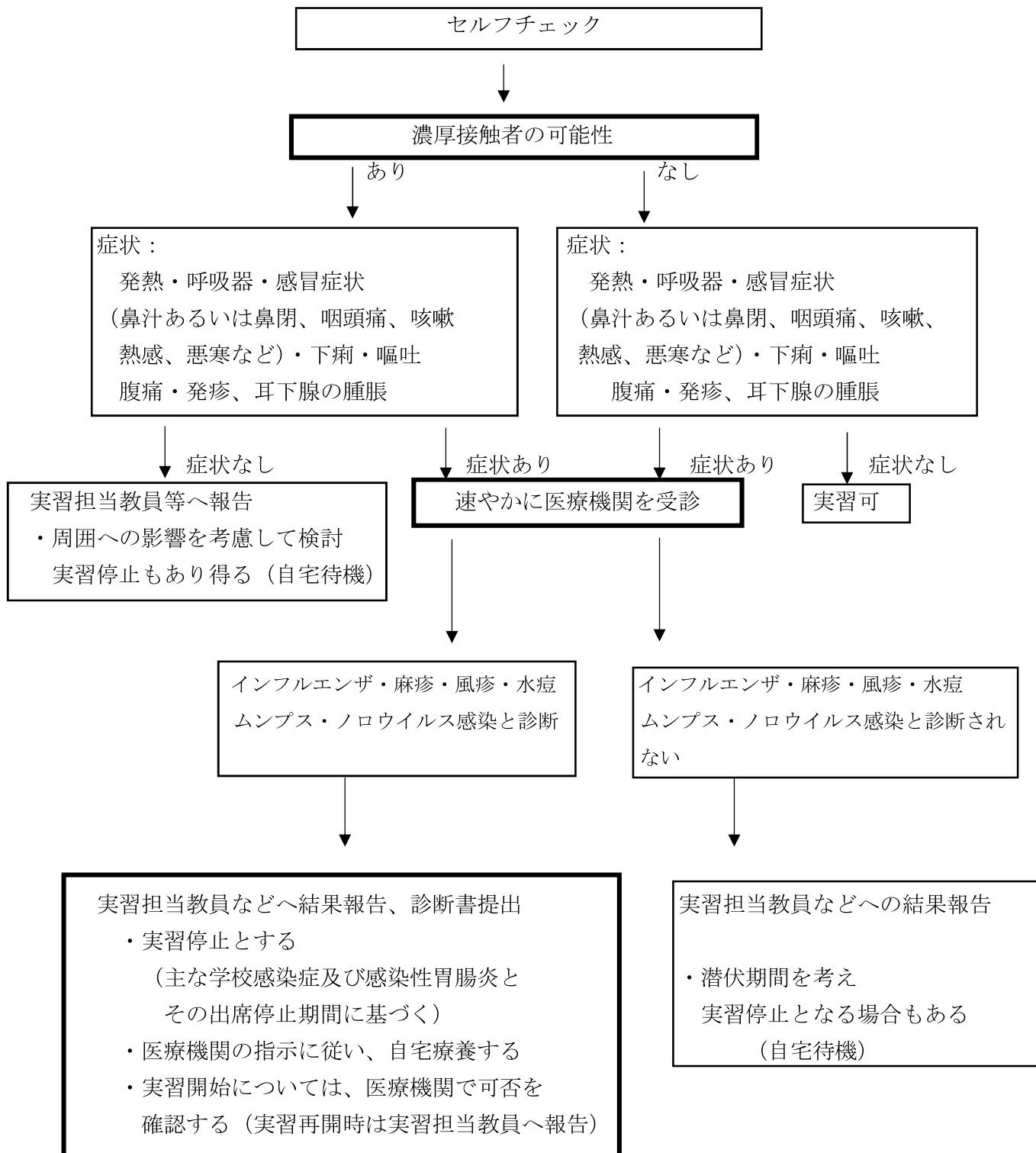


図2 濃厚接触者の場合の対応

<結核疑い対象と接触した場合の対応>

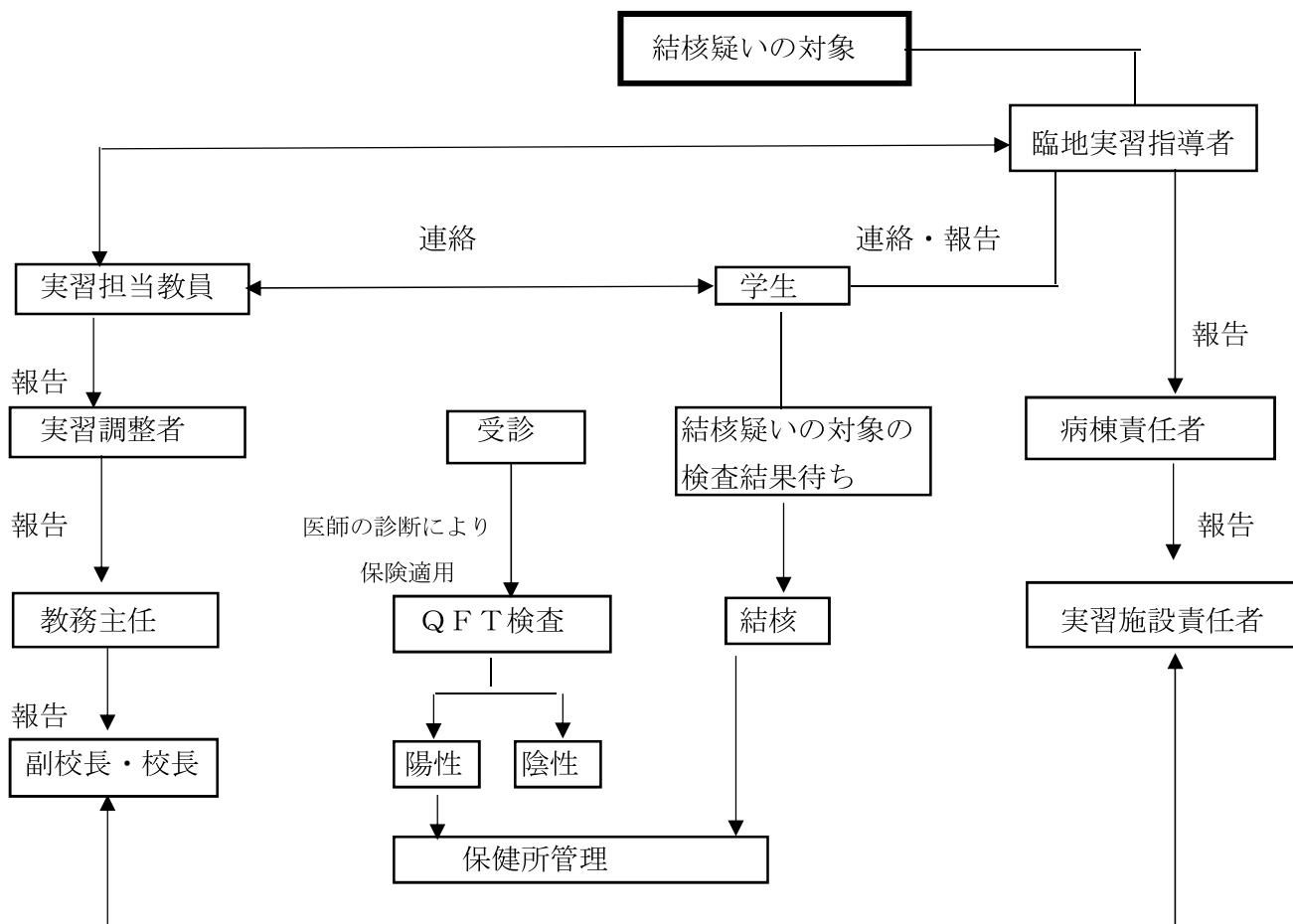


図3 結核疑い対象と接触した場合の対応

<HBV感染の恐れがある場合の対応>

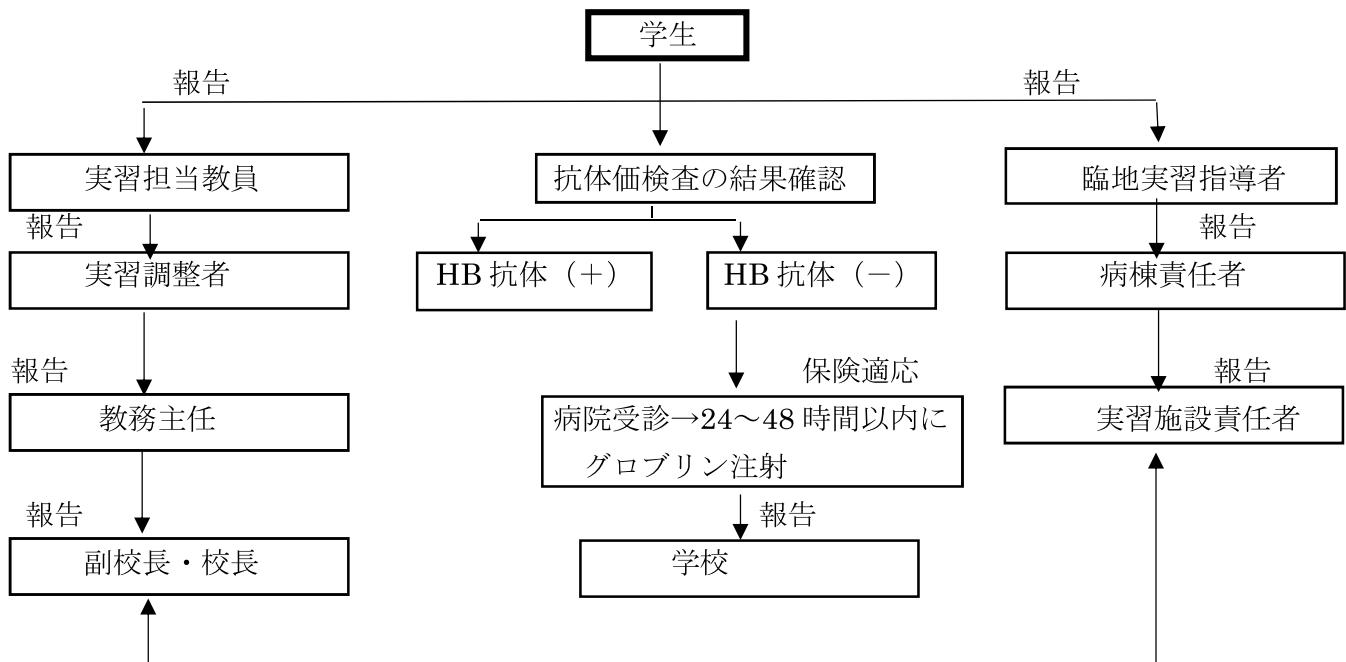


図4 HBV感染の恐れがある場合の対応

臨時休校について

1. 臨時休校の実施について

- 1) 自然災害（震災・水害・豪雪等）のため授業が困難な場合
- 2) 公共交通機関の障害のため授業が困難な場合
- 3) 感染症の予防上必要がある場合
- 4) その他、校長が必要と認めた場合

2. 交通・自然災害が当日の状況で予測される場合

- 1) 交通・自然災害が学生の登校後より予測される場合は、早朝会議もしくは状況把握し教務会議で状況判断し、帰宅を周知する。

学内連絡方法

- (1) 教務主任は休校が決定したら学年担任に報告し、学年担任は学生及び非常勤講師に連絡調整をする。

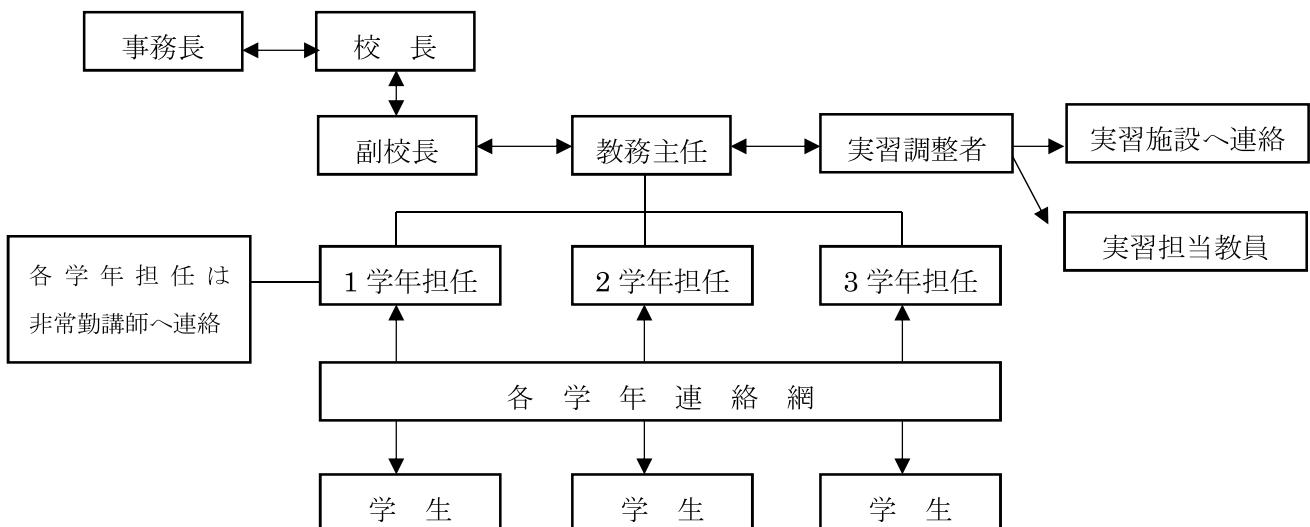
学外連絡方法

- (2) 教務主任は休校が決定したら実習調整者へ連絡し、実習調整者は各実習施設及び実習担当教員へ連絡する。実習担当教員は担当学生へ連絡調整を行う。実習調整者は実習施設へ連絡した際に病棟への連絡も依頼する。

3. 交通・自然災害が前日より予測される場合

- 1) 学校から連絡が入るまで教員・学生は自宅で待機する。
 - (1) 事務長は早期時間帯に気象状況を把握し、6時には校長へ報告をする。
 - (2) 校長は副校长と相談し、6時に休校か否かの決定をする。
 - (3) 副校長は校長判断の決定を受けた後、教務主任に連絡をする。
 - (4) 教務主任は各学年担任及び実習調整者・専任教員・実習指導教員に連絡する。
 - (5) 学年担任は当日の非常勤講師に連絡する。
 - (6) 実習調整者は各実習施設に連絡した際に各病棟への連絡も依頼する。
 - (7) 学年担任はクラス連絡網で学生へ休校の連絡をする。連絡網の最後の学生は担任に連絡終了の報告をする。

<臨時休校時の対応>



「インシデント・アクシデント体験、報告」について

1. 事故とは

ここでいう事故とは、対象または学生自身の身体に直接影響を及ぼす人身事故及び物損事故を示す。看護者による業務上の事故のうち過失が立証された場合、3つの法的責任（刑事責任・民事責任・行政責任）が問われる。

1) 医療事故の定義（厚生労働省）

医療事故とは、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する全ての人身事故で、以下の場合を含む。なお、医療従事者の過誤、過失の有無は問わない。

- (1) 死亡、生命の危機、病状の悪化など身体的被害及び苦痛、不安などの精神的被害が生じた場合
- (2) 対象が廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない場合
- (3) 対象についてだけでなく、注射針のように、医療従事者に被害が生じた場合

2) インシデントとアクシデント（日本看護協会）

インシデント：思いがけない出来事（偶発事象）で、これに対して適切な処理が行われないと事故となる可能性がある。現場はこれを「ヒヤリ」「ハツト」と表現する。

アクシデント：インシデントに気付かず、適切な処置が行われないと、傷害が発生し「事故」となる。医療におけるリスクマネジメントで取り扱う「事故」とは、対象だけでなく、来院者、職員に傷害が発生した場合を含む。

2. 事故防止策

学生は看護チームの指導を受け、医療において対象の命を守ることが前提であることを認識し、常に安全性に留意し実習を進めなければならない。しかし、実際には学生の知識不足や未熟さ、対象の状況判断の不十分さなどからインシデント・アクシデントに遭遇する時がある。未然の事故防止策と発生時の対応を以下のように取り決めていく。

1) 事前の準備を怠らない

- (1) 学生は臨地実習前に看護技術経験録を確認して、必要な体験は何か、何を体験してよいかを確認する。
- (2) 看護ケアを実施する際には、事前に学内での技術練習、看護手順などの予習を行った後に看護技術カードを作成し臨地実習指導者・実習担当教員に相談し、指導の下に実施する。

2) インシデント発生時の学生の対応

- (1) インシデントが疑われる行為が発生した場合、学生は速やかに臨地実習指導者・実習担当教員に報告する。
- (2) 実習担当教員は臨地実習指導者とともに対象の状況を把握し、必要な対策をとり学生へ伝達する。
- (3) 事案が発生した場合は、学生は実習担当教員の指示の下にインシデント報告書を作成し事例の発生状況を分析・考察し、今後の事故防止のため学習課題を明確にする。
- (4) 学生は振り返りをグループで行い話し合う。

3) インシデント発生時の実習担当教員の対応

- (1) 実習担当教員は、学生から報告を正確に受け臨地実習指導者と協議し今後の方向を決定。
- (2) 事故発生時はフローチャートに従い直ちに報告を行う。
- (3) 事故の内容により実習施設にインシデント報告書の提出が必要な場合は、臨地実習指導者と内容を確認して提出する。

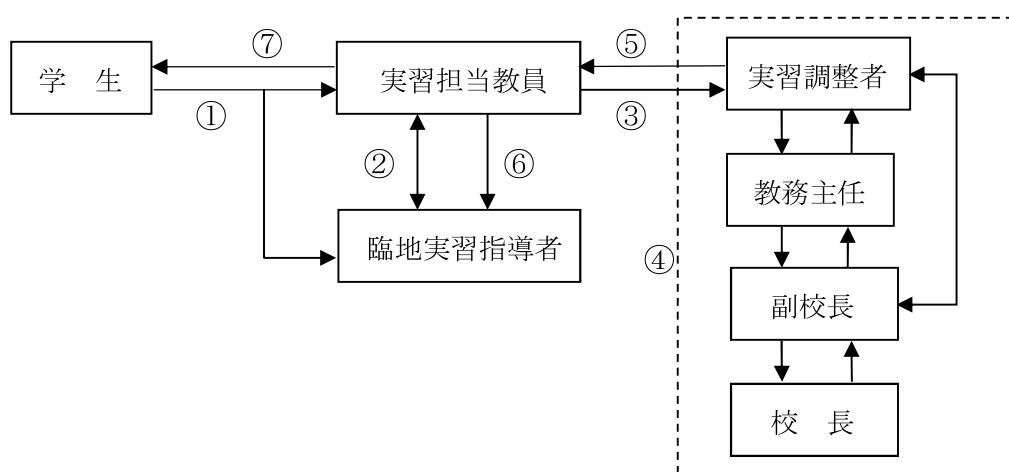
3. 学生の傷害・損害賠償保険の加入

学生は事故が発生した場合は、実習担当教員に報告後、学校事務に行き手続きを行う。

学生は一般社団法人日本看護学校協議会共済会（WILL）に加入している。保障されている内容は次の通りである。

- (1) 傷害事故：学生自身の怪我（実習施設への移動を含む）
- (2) 賠償事故：他者への傷害、物品の破損などの事故
- (3) 針刺し事故など傷害を伴う感染事故

■ インシデント・アクシデント報告におけるフローチャート



- ① 学生は事故などが発生した場合、実習担当教員及び臨地実習指導者に報告する。
 - ② 実習担当教員・臨地実習指導者は互いに連携し、状況などの確認を行う。
 - ③ 実習担当教員は実習調整者に報告を行う。
 - ④ 実習調整者は教務主任・副校长に報告し、必要に応じて協議を行う。
 - ⑤ 実習調整者は実習担当教員へ対応について連絡を行う。
 - ⑥ 実習担当教員は臨地実習指導者へ対応について連絡・確認を行う。
 - ⑦ 実習担当教員は対応について学生へ連絡を行う。
- ※ 学生は報告後、速やかに報告書を記載し、実習担当教員に提出する。

校長	副校長	教務主任	実習調整者	実習担当教員

インシデント・アクシデント 報告書

報告書：平成 年 月 日

実習名	実習	期生年番
実習開始日	平成 年 月 日	学生氏名；
受け持ち開始日	平成 年 月 日	対象の年齢・性別 年齢 歳代 男・女
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分	発生場所
種類・内容	<input type="checkbox"/> 誤嚥・誤飲 <input type="checkbox"/> 食事（左記を除く） <input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 熱傷・凍傷 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 怪我 <input type="checkbox"/> 与薬（内服・外用） <input type="checkbox"/> チューブの管理（はずれ・閉塞・自己抜去） <input type="checkbox"/> 処置 <input type="checkbox"/> 検査 <input type="checkbox"/> 施設構造物の破損 <input type="checkbox"/> 患者家族への説明 <input type="checkbox"/> 接遇 <input type="checkbox"/> その他（ ）)	
領域分類	<input type="checkbox"/> 人まちがい <input type="checkbox"/> 量まちがい <input type="checkbox"/> 回数まちがい <input type="checkbox"/> 内容まちがい <input type="checkbox"/> 重複 <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）	
原因	<input type="checkbox"/> 思い込み <input type="checkbox"/> 確認不足 <input type="checkbox"/> 経験不足 <input type="checkbox"/> 知識不足 <input type="checkbox"/> 把握不足 <input type="checkbox"/> 不注意 <input type="checkbox"/> 不可抗力 <input type="checkbox"/> 伝達不足（報告・連絡・相談） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
発生時の状況		
その後の対応		
発生の原因		

防 止 策	
自 己 課 題	

【実習担当教員記載欄】

担当教員氏名 :

発 生 時 の 対 応	
指 導 内 容	
防 止 策	

校長	副校長	教務主任	実習調整者	実習担当教員

物 品 破 損 ・ 紛 失 届

報告日：平成 年 月 日

発生日時	平成 年 月 日	学生氏名	
実習名		実習施設	
物品名			
発生時の状況			
発生時の対応			
今後の対応			
予防対策			
教員指導内容			

三草会札幌看護専門学校

実習記録用紙一覧表

様式No	用紙名
1-1	行動計画表
1-2	看護技術カード
1-3-1~3	基本情報
1-4	フローシート
1-5	アセスメント用紙
1-6	全体像（関連図）
1-7	看護上の課題 優先順位の根拠
1-8-1~2	看護計画用紙1・2
1-9	引用・参考文献一覧表
1-10	リフレクションシート
2-1	小児看護学実習 基本情報
2-2	保育園実習記録
3-1-1~5	母性看護学実習 基本情報
3-2	母性看護学実習 指導計画
3-3	母性看護学実習 母親学級・外来実習記録
4-1	精神看護学実習 プロセスレコード
5-1-1~2	訪問看護実習 データベース1・2
5-2-1~2	訪問看護実習 日常生活の状況
5-3	訪問看護実習 訪問看護計画書
5-4	訪問看護実習 同行訪問ケース記録
老年看護学実習	介護老人保健施設実習記録
看護統合実習	実施・評価